



八王子市道路除雪作業補助金

町会などが実施する建設機械等※による除雪作業に対して補助をしています。

※建設機械等・・・建設機械で公道を走行できるもの及びハンドガイド式の除雪機をいう。

補助対象となる条件

- 1 市道の除雪であること。国道、都道の除雪を行う際はそれぞれの道路管理者の承諾を得ていること。
(私道の除雪、及び排雪のための雪運搬を行う除雪は補助対象外とする。)
- 2 町会などが自ら又は事業者に要請して実施する、公道走行可能な建設機械及びハンドガイド式除雪機による除雪であること。
- 3 積雪量がおおむね10cm以上の降雪に伴う除雪であること。
ただし、積雪量が10cm以上と予想される場合の除雪を含む。



補助金の額

補助額は、1回の降雪につき建設機械等**1台あたり1万5千円**(燃料費相当額と事務経費)を限度とする。

～ 建設機械等の例 ～

■ ミニホイールローダ
(公道走行可能なもの)



■ ハンドガイド式除雪機



★ 詳しくは、市のホームページ「八王子市道路除雪作業補助金交付要綱」をご覧ください。

【問い合わせ先】

道路交通部補修センター
電話 625-3526

